

平成 27 年度業務実績等報告書
(業務実績報告書及び自己評価書)

平成 28 年 6 月 30 日

独立行政法人農業者年金基金

国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報		農業者年金事業 年金資産の安全かつ効率的な運用 制度の普及推進及び情報提供の充実						
第2-1	第2-2	第2-3						

2. 主要な経年データ							
①主要なアドバチット（アドトカム）情報		②主要なインプレッシュ情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標 (参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25年度
標準処理期間内提出された申出書等の97%以上	前中期目標期間最終年度値等	98.35%	97.66%	98.19%			予算額（千円）
申出書等の返戻率10%未満	前期中期5ヶ月 平均 7.9%	7.7%	6.5%	8.2%			決算額（千円）
20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の保険者の割合(124)はセンサステーク、(125、(126)は利用可能な直近の統計調査基準に計算)	最終年度までに20% (各年度末被保険者割合) [24年度末] 前年度より1.1ポイント 增加	(14.0%) (16.9%) 2.9ポイント 増加	(17.0%) (18.5%) 0.1ポイント 増加				経常費用（千円） 経常利益（千円） 行政サービス実施コスト（千円） 常勤職員数
③評価の参考となるデータ	(参考)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	注) 財務情報及び人員に関する情報は、当基金の年金給付費等も含む業務全體の金額及び人員数を記載。
データ把握方法等	前中期目標期間最終年度値等						
加入推進特別研修会開催場数	業務実績 業務実績 業務実績	43会場 11会場 2会場	48会場 25会場 5会場	49会場 30会場 19会場	48会場 39会場 20会場		
事例紹介 外部専門家							
研修効果の測定	研修会参加者アンケート						研修会初参加者の農業者年金の認識向上 55%→83% 58%→84%
加入前の認知度	新規加入者アンケート	48%					51% 49%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
法人の業務実績・自己評価		年度計画	
中期目標		年度計画	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質向上に関する事項	第2 國民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置	農業者年金事業	農業者年金事業
(1) 年金給付業務の適切な執行等 被保険者資格の適正な管理等を行うとともに、支給漏れ等がないよう適切な年金給付を行う。	農業者年金事業の適切な実施を図るとともに、加入者に対するサービス向上の観点から以下の取組を実施する。 (1) 被保険者資格の適正な管理 適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録と國民年金被保険者記録との整合性の確保と、必要な申出書等の提出を遅延するところも全ての当該不整合者に対して基金からも届け出る旨の通知を送付した。	<主要な業務実績> 農業者年金被保険者記録と國民年金被保険者資格記録との整合性を図るため、5月及び11月に全ての農業者年金被保険者について、両記録の契合を実施した。 その結果、不整合となっていた者に係る記録推認リストを該当する全ての受託機関へ送付し、必要な申出書等を遅滞なく提出するよう指導を依頼するとともに全ての当該不整合者に対して基金からも届け出る旨の通知を送付した。 不整合者の状況については、27年5月契合対象者78,297人のうち不整合者1,421人が6ヶ月経過後、921人減の494人になり、不整合者の減少率は65.2%となった。 27年11月契合対象者77,099人のうち記号番号違いを除いた不整合者1,154人は、6ヶ月経過後690人減の464人となり、不整合者の減少率は59.8%となつた。	<評定と根拠> 評定 : b 農業者年金被保険者記録と國民年金被保険者記録との整合性を図るために、農業者年金と国民年金との被保険者資格記録の契合を実施し、不整合となった者について、働き方計画じおり、農業者年金と国民年金との被保険者資格記録の契合を実施する。その結果、年金機構の情報流出による記号番号の変更と推定されるものを除き不整合も減少している。 s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顯著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
(2) 年金裁定請求の勧奨 年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給	農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないよう、新制度又は旧制度に加入し、待期者となっている者について、計画じおり実施しており、bと評価した。	<評定と根拠> 評定 : b 農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないよう、新制度又は旧制度に加入し、待期者となっている者について、計画じおり実施しており、bと評価した。	<評定と根拠> 評定 : b 農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないよう、新制度又は旧制度に加入し、待期者となっている者について、計画じおり実施しており、bと評価した。

<p>権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勧奨を行い、必要な勧奨等を行い、必要な裁定請求の提出を遅滞なく行うよう働きかける。</p> <p>65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の提出を働きかけた。</p> <p>（評定区分）</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p>	<p>裁定請求の視点></p> <p>65歳の誕生日になる1ヶ月で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけます。</p> <p>（評定区分）</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成績がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p>																
<p>（65歳到達1ヶ月前検査文書送付実績） （単位：人）</p> <table border="1" data-bbox="250 631 409 1192"> <thead> <tr> <th>送付月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>27年度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勧奨送付</td> <td>576</td> <td>497</td> <td>597</td> <td>684</td> </tr> <tr> <td></td> <td>790</td> <td>829</td> <td>554</td> <td>8,149</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、65歳を超えても裁定請求しない者(1,374人)に対しても勧奨文書を送付し、裁定請求書の提出を働きかけた。</p>	送付月	1月	2月	3月	27年度計	勧奨送付	576	497	597	684		790	829	554	8,149	<p><評定と根拠></p> <p>評定 : b</p> <p>標準処理期間内の処理割合は、目標の97%以上となつており、結果を計画どおり公表し、また、期間内に處理できなかつたものについては、その原因を把握しているので、bと評価した。</p> <p>（評定区分）</p> <p>s : 数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある</p> <p>a : 数値の達成度合が120%以上</p> <p>b : 数値の達成度合が100%以上120%未満</p> <p>c : 数値の達成度合が80%以上100%未満</p> <p>d : 数値の達成度合が80%未満</p>	
送付月	1月	2月	3月	27年度計													
勧奨送付	576	497	597	684													
	790	829	554	8,149													
<p>（2）手帳の迅速化等</p> <p>農業者年金の被保険者の資格に関する決定並びに年金給付及び死亡一時金に係る受給権の裁定等の事務を迅速に処理するため、各申出書等ごとに定めている標準処理期間内に處理を行う。また、その処理状況について、毎年度9月及び3月の2回公表する。</p> <p>（3）申出書等の迅速な処理</p> <p>① 提出された申出書等については、迅速に處理を行い、そのため、基金に届いた申出書等の電算処理を迅速に行うとともに、申出書等の処理状況の調査結果を翌月（8月及び2月）行い、その結果について、毎年度9月及び3月の2回公表する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>標準処理期間内処理割合</p> <p><その他の指標></p> <p>申出書等の処理状況の調査結果の公表。</p> <p><評定の視点></p> <p>標準処理期間内処理割合が97%以上となること等となつていた。</p> <p>また、期間内に處理できなかつたものについては、その原因を把握し、今後、期間内に處理できるよう努めます。</p> <p>（評定区分）</p> <p>（處理月別標準処理期間内処理割合） (単位：件、%)</p> <table border="1" data-bbox="981 646 1092 1208"> <thead> <tr> <th>處理月</th> <th>処理性数(a)</th> <th>期間内処理(b)</th> <th>b/a</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年 8月</td> <td>3,438</td> <td>3,377</td> <td>98.23</td> </tr> <tr> <td>28年 2月</td> <td>4,335</td> <td>4,255</td> <td>98.16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,773</td> <td>7,632</td> <td>98.19</td> </tr> </tbody> </table> <p><評定と根拠></p> <p>評定 : b</p> <p>標準処理期間内の処理は100%に近いレベルでの期間内処理を行つた。</p> <p>返戻件数が減少するよう指導を行い、平成27年度の返戻件数は、1,087件で返戻率8.2%と年度計画の10%を下回つているので、bと評価した。</p> <p>（評定区分）</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成績がある</p>	處理月	処理性数(a)	期間内処理(b)	b/a	27年 8月	3,438	3,377	98.23	28年 2月	4,335	4,255	98.16	計	7,773	7,632	98.19
處理月	処理性数(a)	期間内処理(b)	b/a														
27年 8月	3,438	3,377	98.23														
28年 2月	4,335	4,255	98.16														
計	7,773	7,632	98.19														
<p>（3）加入申込手続に関する標準処理期間の短縮化</p> <p>加入申込みや裁定請求等の標準処理期間については、平成26年度から新たな農業者年金記録管理</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>申出書等の返戻率</p> <p><その他の指標></p> <p>短縮された標準処理期間内の処理状況。</p> <p><評定の視点></p>																

・短縮された標準処理期間内にどの程度処理ができるのか。 ・申出書等の返戻率が10%より下がっているか。	〔前回の中期計画5ヵ年の平均=7.9%〕																				
	〔請求書の返戻状況 (単位：件、%)〕																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受付件数</th> <th>返戻件数</th> <th>返戻率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25年度</td> <td>12,441</td> <td>953</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>11,854</td> <td>781</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>13,198</td> <td>1,087</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>37,493</td> <td>2,821</td> <td>7.5</td> </tr> </tbody> </table>		年度	受付件数	返戻件数	返戻率	25年度	12,441	953	7.7	26年度	11,854	781	6.5	27年度	13,198	1,087	8.2	計	37,493	2,821	7.5
年度	受付件数	返戻件数	返戻率																		
25年度	12,441	953	7.7																		
26年度	11,854	781	6.5																		
27年度	13,198	1,087	8.2																		
計	37,493	2,821	7.5																		
<p>③ 不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務委託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導し、申出書等の返戻率を10%（前期中期計画5ヶ年の平均）より下げます。</p> <p>（参考：標準処理期間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・加入申出書 60日以内</td> <td>・加入申出書 90日以内</td> <td>・年金裁定請求書 30日以内</td> </tr> <tr> <td>・年金裁定請求書 60日以内</td> <td>・年金裁定請求書 90日以内</td> <td>・年金裁定請求書 30日以内</td> </tr> </tbody> </table>		平成25年度	平成26年度	平成27年度	・加入申出書 60日以内	・加入申出書 90日以内	・年金裁定請求書 30日以内	・年金裁定請求書 60日以内	・年金裁定請求書 90日以内	・年金裁定請求書 30日以内											
平成25年度	平成26年度	平成27年度																			
・加入申出書 60日以内	・加入申出書 90日以内	・年金裁定請求書 30日以内																			
・年金裁定請求書 60日以内	・年金裁定請求書 90日以内	・年金裁定請求書 30日以内																			
<p>では60日とする見直しを行ふとともに、標準処理期間内では、年金裁定請求あつては60日になるよう見直しを行うとともに、標準処理期間内であつても各申出書等はできるだけ速やかに処理する。また、引き続き、申出書等の返戻防止にも取り組む。</p> <p>（参考：標準処理期間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成26年度（新システム運用開始後）</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・加入申出書 30日以内</td> <td>・年金裁定請求書 60日以内</td> </tr> </tbody> </table>		平成26年度（新システム運用開始後）	平成27年度	・加入申出書 30日以内	・年金裁定請求書 60日以内																
平成26年度（新システム運用開始後）	平成27年度																				
・加入申出書 30日以内	・年金裁定請求書 60日以内																				
<p>2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p> <p>（1）年金資産の運用について、受給開始時までの運用結果が新規裁定者の年金額に直接反映されるため、安全かつ効率的に行うとともに、基本となる年金資産の構成割合について、諸条件の変化に照らした妥当性の検</p>																					
<p>2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p> <p>（1）年金資産の管理・運用について、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき運用を行う。（2）運用状況及び運用結果の評価・分析。</p> <p>（3）年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。</p>																					
<p>2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p> <p>（1）年金資産の管理・運用について、法令の規定による基本方針に基づき、安全かつ効率的に運用します。</p> <p>（2）運用状況及び運用結果の評価・分析。</p> <p>（3）年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。</p>																					
<p>2 年金資産の安全かつ効率的な運用</p> <p>（1）年金資産の管理・運用について、法令の規定による基本方針に基づく「年金給付等準備金運用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、年金資産を、①被保険者がトヨタフォリオ、②受給者者がポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給者危険準備金ポートフォリオに区分し、基本方針に定めた金額に基づき安全かつ効率的に行う。</p> <p>（2）被保険者がポートフォリオの運用を守りつつ、以下のとおりの運用を行った。</p> <p>① 被保険者がポートフォリオ基本方針に基づき、国内債券、国内株式及び短期資産による運用を行った。（平成28年3月末の残高は2,124億円（自家運用665億円、外部運用1,459億円）、平成27年度の自</p>																					

証を、毎年度、1回
以上行う。

①年金給付等準備金運用の基 本方針に基づき、運用してい るか。
②資金運用委員会で運用状況 及び運用結果の評価・分析等 を行っているか。
③資金運用委員会で年金資産 の構成割合を検証している のか、検証結果を踏まえ必要に 応じ見直しを行っているか。
④基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 (平成28年3月未残高31億円)

家運用の追加投資額は148億円)

- ② 受給権者が一
トヨリオ

基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行つ
た。(平成28年3月末の残高は533億円(全額自家運用)、平成27
年度の自家運用による追加投資額212億円)

- ③ 按保険者危険準備金ポートヨリオ

基本方針に基づき、短期資産による運用を行つた。(平成28年3
月末残高18億円)

a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
る
b : 取組は十分である
c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

(2) 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、 運用状況及び運用結果の評 価・分析等を行います。
(3) 資金運用委員会で年金資 産の構成割合(政策アセット ミクス)の検証を行い、必要 に応じて見直しを行います。

(2) 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、
運用状況及び運用結果の評
価・分析等を行つた。

(3) 政策アセットミクスについては、6月19日の資金運用委員会にお
いて検証し、見直す必要はないとの結論を得た。

(4) 26年9月に策定した「ステュワードシップ責任を果たすための方
針」に基づき、ステュワードシップ活動を実施し、その実施状況を
ホームページで公表した。

(4) 年金資産の構成割合、運 用成績等については、6月、 8月、11月及び2月までに ホームページ等において情報 を公表します。
また、加入者に対して、 毎年6月末までにその 前年度末現在で評価した 個々の加入者に係る運用 結果を通知する。

<主要な業務実績>

評定 : b

26年度、27年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割
合、運用成績等について、それぞれ6月26日、8月17日、11月12日及び2
月10日にホームページで公表した。

また、全ての加入者及び持株者に対して、その者に係る26年度末現在の
保険料納付額及びその運用結果の通知書を6月26日付で通知し、併せて、
通知の趣旨、内容等について、ホームページに掲載した。

(評定区分)

s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る結果があ
る
a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
る
b : 取組は十分である
c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

(5) 年金資産の運用に係る 結果を通知する。
<主な定量的指標>

<評定と根拠>

評定 : b

年金資産の構成割合、運用成績等について計画どおり
ホームページで公表し、また、加入者に対して、計画ど
おり運用結果を通知したことから、bと評価した。

(評定区分)

<評定と根拠>

s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る結果があ
る
a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ
る
b : 取組は十分である
c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

<主要な業務実績>

- 5 -

ガバナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、平成25年度から外部運用を委託する運用受託機関名をホームページで公表します。	・外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表します。	<その他の指標> 外部運用を委託する運用受託機関名の公表。		
バナンス強化の一環として、透明性の向上を図るため、平成25年度から外部運用を委託する運用受託機関名を公表するとともに、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表します。	・外部運用を委託する運用受託機関名を公表し、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表しているか。	<評価の視点> 外部運用を委託する運用受託機関名を公表し、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容を公表しているか。		
外部運用を委託する運用受託機関名を26年度の運用成績等の公表にせ、6月26日にはホームページで公表した。	・資金運用委員会については、ガバナンスの一層の強化を図ることとし、委員会設置とその目的を明確化した。また、委員会に資金運用に関する専門的知見を豊富に有する外都専門家ののみの構成に一新し、年金資産の運用に係る専門的見地から検討を行う場として再出発させた。	<その他の指標> 外部運用を委託する運用受託機関名を26年度の運用成績等の公表にせ、6月26日にはホームページで公表した。		
業務方針書に基づく新たな資金運用委員会の運営規程を4月1日に制定し、4月2日にホームページで公表した。	委員名簿については、4月20日現在及び6月19日現在の名簿を4月20日及び6月24日に公表した。	<評定区分>		
業務方針書に基づく新たな資金運用委員会の運営規程を4月1日に制定し、4月2日にホームページで公表した。	6月19日に開催した新たな資金運用委員会では、「グローバル株式」及び「外国債券の為替ヘッジ」等といったテーマについて専門的な議論を進め、28年1月22日に開催した資金運用委員会では、引き続き議論のフォローを行った。	s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある		
業務方針書に基づく新たな資金運用委員会の運営規程を4月1日に制定し、4月2日にホームページで公表した。	また、これら2回の資金運用委員会内容について、それぞれ7月21日及び28年2月10日にホームページで公表した。	a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある		
		b : 取組は十分である		
		c : 取組はやや不十分であり、改善を要する		
		d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
3 制度の普及推進及び情報提供の充実	3 制度の普及推進及び情報提供の充実	<主な業務実績>	<評定と根拠>	
(1) 農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保を目的とする政策年金であるという性質を踏まえ、政策支援の対象となり得る若い農業者の加入を拡大するため、目標期間中に20%に拡大することを目指し、同割合	(1) 加入推進目標の設定 農業者年金制度が、農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るとともに、農業者の確保を目的とする政策年金であるとい	20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の割合は、26年度末で17.0%であった。(注1)	評定 : b	
具体的には、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を中期目標期間中に20%に拡大することを目指す。	う性質を踏まえ、政策支援の対象となり得る若い農業者の加入を拡大するため、目標期間中に20%に拡大することを目指す。	27年度末の同割合は、18.5%であった。(注2)	1.1ポイント増加の目標に対して、1.5ポイント増加となり、a評価相当である。	
度末までに1.1ポイント増加することを目指す。	度末までに1.1ポイント増加することを目指す。	27年度目標の同年齢層の被保険者割合1.1ポイント増加に対して、1.5ポイント増加となり、達成度合は135%となつた。	20%拡大を目指し毎年度均等に割合を拡大していく場合の27年度に到達すべき割合である17.6%に対しては、18.5%であり、b評価相当であるので、両方を勘案し、b評価とした。	
・20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合が前年度末よりも1.1ポイント増加しているか。	<その他の指標>	・27年2月1日時点の20歳から39歳の基幹的農業従事者数(2015年農林業センサス)は、84,909人(①)。そのうち、1戸1法人の基幹的農業従事者数は、2,094人(②)であり((①)の2.5%相当)、この人数を差し引くと、82,815人(③)。	(評定区分)	
・同割合が29年度末までに20%に拡大することを目指して増加しているか。	<評価の視点>	・27年3月末時点の20歳から39歳の被保険者数は、14,063人(④)。	a : 数値の達成度合が120%以上	
具体的には、20歳から39歳までの基幹的農業従事者のうち農業者年金の被保険者の割合を、現在の13%から平成29年度末までに20%まで拡大する。(20%は同年齢階	具体的には、20歳から39歳までの基幹的農業従事者のうち農業者年金の被保険者の割合を、現在の13%から平成29年度末までに20%まで拡大する。	・④÷③=16.98%≈17.0%	b : 数値の達成度合が100%以上120%未満	
		・④÷③=16.98%≈17.0%	c : 数値の達成度合が80%以上100%未満	
		・④÷③=16.98%≈17.0%	d : 数値の達成度合が80%未満	

層の基幹的農業従事者に占める認定農業従事者の割合である。)

(%)を年度計画に明記し加入推進に取り組む。

数値が利用可能でなかつたため、評価時点を利用可能な26年2月時点調査の26年農業構造動態調査の82,600人の数値を用いて割合を計算している。

$$\textcircled{④} \div 82,600 = 17.03\% \approx 17.0\%$$

(注2)

- 28年2月1日時点の20歳から39歳の基幹的農業従事者数（28年農業構造動態調査）は、78,700人（⑤）。そのうち、1戸1法人の基幹的農業従事者数を除くと、2.5%相当を除くと、76,732人（⑥）となる。

28年3月末時点の被保険者数は、14,174人（⑦）。

- ⑦ ÷ ⑥ = 18.47\% \approx 18.5\%
- 増加ポイント 18.47\% - 16.98\% = 1.49ポイント = 1.5ポイント
- 達成度合 1.49 ÷ 1.1 ≈ 135%、18.47\% ÷ 17.6\% ≈ 105%

(備考) 年度目標の1.1ポイント増について

25年度計画を策定中の段階では、24年度末の被保険者数が確定していなかつたため、見込みの数字で20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める農業者年金の同年齢層の被保険者の割合を14.4%としていた。同割合を24年度末の14.4%（見込み）から29年度末までに20%にするには、中期目標期間中、毎年度1.1ポイントずつ増加させて行く必要があつたため、25年度～27年度の各年度とも年度計画では、目標を1.1ポイント増としていた。

【参考】

20歳から39歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合を29年度までに20%に拡大する場合の各年度の到達すべき割合（各年度均等に増加させる場合）

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
14.0	15.2%	16.4%	17.6%	18.8%	20.0%
(14.4%)	(15.5%)	(16.6%)	(17.7%)	(18.8%)	(20.0%)

(見込み)

26年度の主務大臣評価における、26年度加入実績が前年度よりも大幅に減少した要因（外部要因とその他の要因）を分析して改善策を講じられたとの指摘事項を受けて、外部要因として、農業経営低迷、米価大幅下落等の影響を全国、都道府県別、経営類型ごとに分析するとともに、被保険者数の減少について、厚生年金加入理由による資格喪失状況、農業法人

(2) 加入推進活動	(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施	<主な定量的指標>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：b</p> <p>①加入推進取組方針について計画どおり作成し、その徹底度を図っている。</p> <p>②新規就農者等に対する効果的な加入推進を行うとともに、加えて、業務受託機関から、評価どおり新規就農者へのアンケート調査・分析を行うとともに、加えて、業務受託機関からの実績報告を行うとともに、加えて、業務受託機関からも行っている。これらのことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る頗著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を行った。</p>
(2) 加入推進活動	(2) 加入推進取組方針に基づく加入推進活動の実施	<主要な業務実績>	<p>①政策支援への加入を始め、新規就農者等若い農業者に重点的に加入を勧めることを明確にした「平成27年度における農業者年金の加入推進取組方針」を4月1日付で業務受託機関に向けて発出した。</p> <p>また、年度当初の業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針について説明を行い、取組の徹底度を図るとともに、業務受託機関から、評価どおり新規就農者へのアンケート調査・分析を行うとともに、加えて、業務受託機関からの実績報告を行うとともに、加えて、業務受託機関からも行っている。これらのことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る頗著な成果がある</p> <p>a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b：取組は十分である</p> <p>c：取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を行った。</p>

<p>③ これらの取組について、毎年度、効果的な加入推進を図る観点から、新規加入者に対するアンケートを実施し、当該新規加入者に係る基礎データの収集・分析を行い、その効果を検証します。</p>	<p>(3) 加入推進活動のリーダーの育成及び制度内容の理解の増進 地域における加入推進活動のリーダーとなる農業委員や女性農業委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者等を対象とする研修会を開催し、政策支援等の制度の内容について理解の増進等を図る。</p>	<p>(3) 加入推進活動のリーダーの育成及び制度内容の理解の増進 ① 地域における加入推進活動のリーダーとなる農業委員（加入推進部長）や女性農業委員、農業委員会事務局及び農業協同組合の担当者等を対象とする研修会を開催し、政策支援等の制度の内容について理解の増進等を図る。 ② 研修用テキストの見直し。 ③ 研修用テキストの見直し。 ④ 研修用テキストを効果的に見直しているか、活用しているか。 ⑤ 増進を図るとともに、意見交換等を通じて活動の活性化を図ります。</p>
		<p>③ 27年度の新規加入者アンケートを実施し、保険料の負担等の加入推進上の課題、制度の認知度、加入前の制度の認知度、制度を知つていて加入した理由、加入の決め手等の把握を行った。また、業務受託機関の実績報告を分析し、戸別訪問と新規加入実績の関係等、取組の効果の検証を行った。</p>

<p>(3) 加入推進活動の実施に当たっては、活動の活発でない地域に対し、市町村及び農業協同組会の担当者や農業委員会等に対する研修会等の制度の普及推進活動を重点的に実施することにより、都道府県間の活動格差の縮小を図る。</p>	<p>(4) 特別重點都道府県における特別活動の実施都道府県間の加入推進活動の格差縮小に向けて、前年度の加入推進目標の達成状況が一定水準以下のおおむね以下の都道府県を特別重点都道府県として指定し、巡回意見交換会等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>（4）特別重點都道府県における特別活動の実施 加入推進の目標に対する割合の縮小。都道府県間の達成状況の格差の縮小。前年度の加入推進目標の達成状況が一定水準以下のおおむね以下の都道府県を特別重点都道府県として指定し、巡回意見交換会等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証する。</p>	<p><他の指標></p> <p>加入推進活動の目標に対する割合の縮小。都道府県間の達成状況の格差の縮小。</p>	<p>評定：a 格差縮小の取組について中期計画及び年度計画の内容で格差縮小に向けた取組をより強化した内容で「重点都道府県」を「特別重點都道府県」として指定し、より強化した格差縮小の取組を行っている。 重点都道府県として18都道府県を指定し、從来、特別活動と呼称してきた市町村・JA巡回意見交換会を45市町村・JAで行い、加入推進の取組の強化に向けた動きかけを行った。さらに特別重点都道府県として、5県を指定し、市町村・JA巡回意見交換会に加えて、基金の役員と該当業務受託機関による協議により、課題の共有と取組の強化に向けた特別活動計画の共同策定を行うとともに、同特別活動計画の実施状況の把握と実施状況に応じた委託費の追加配分を行い、推進強化を図った。</p> <p>これらの取組の結果、20歳から30歳の新規加入者数の対前年度比は、これら地域以外では、1.06倍であったに対し、重点都道府県では1.20倍、特別重点都道府県では1.43倍となつた。</p> <p><評価の視点></p> <p>・格差縮小に向け、計画どおり実施したか。 ・その効果を検証したか。 ・巡回意見交換会・講師の派遣等の特別活動を実施するとともに、その効果について検証します。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：a その他の取組についても、重点都道府県を「特別重點都道府県」として指定し、より強化した格差縮小の取組を行っている。 重点都道府県として18都道府県を指定し、從来、特別活動と呼称してきた市町村・JA巡回意見交換会を45市町村・JAで行い、加入推進の取組の強化に向けた動きかけを行った。さらに特別重点都道府県として、5県を指定し、市町村・JA巡回意見交換会に加えて、基金の役員と該当業務受託機関による協議により、課題の共有と取組の強化に向けた特別活動計画の共同策定を行うとともに、同特別活動計画の実施状況の把握と実施状況に応じた委託費の追加配分を行い、推進強化を図った。</p> <p>これらの取組の結果、20歳から30歳の新規加入者数の対前年度比は、これら地域以外では、1.06倍であったに対し、重点都道府県では1.20倍、特別重点都道府県では1.43倍となつた。</p> <p><評定区分></p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る影響がある c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>(4) 特別重點都道府県における業務受託機関による情報提供</p>	<p>（5）ホームページ等による情報の提供</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>（5）ホームページ等による情報の提供</p>	<p><他の指標></p> <p>① 農業者の方々に制度の仕組み・特質等を周知するため、関係者の意見等を聞き取るリーフレットを作成・提供、新規加入状況等の必要な情報のホームページへの発信。</p>	<p>評定：b 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したものに加え、女性農業者向け（夫婦での加入の重要性等を説明したもの）、青年農業者向け（政策支援内容を説明したもの）、40歳超の農業者向け（保険料が全額社会保険料控除の対象となることを説明したもの）のリーフレットを作成し、業務受託機関に提供するとともにホームページで情報発信した。また、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報をホームページで発信した。さらに、27年度はスマートでも制度紹介動画や年金試算、新規加入者の声の紹介も含めてホームページが見られるように対応を行つた。</p> <p><評価の視点></p> <p>・ホームページ等による情報提供ととともに、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報をホームページで発信します。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：b 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したものに加え、女性農業者向け（夫婦での加入の重要性等を説明したもの）、青年農業者向け（政策支援内容を説明したもの）、40歳超の農業者向け（保険料が全額社会保険料控除の対象となることを説明したもの）のリーフレットを作成し、業務受託機関に提供するとともにホームページで情報発信した。また、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報をホームページで発信した。さらに、27年度はスマートでも制度紹介動画や年金試算、新規加入者の声の紹介も含めてホームページが見られるように対応を行つた。</p> <p><評定区分></p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る影響がある c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>(5) 国民の理解が得られるよう、情報へのアクセスの容易化、分かりやすい説明等に努めるとともに、加入者等に対しては、制度運営の状況等の情報をリーフレット、ホームページ等で見直し、新規加入の状況等が必要となる情報をホームページ等で分かりやすく発信する。</p>	<p>（5）ホームページ等による情報の提供</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>（5）ホームページ等による情報の提供</p>	<p><他の指標></p> <p>① 農業者の方々に制度の仕組み・特質等を周知するため、関係者の意見等を聞き取るリーフレットを作成・提供、新規加入状況等の必要な情報のホームページへの発信。</p>	<p>評定：b 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したものに加え、女性農業者向け（夫婦での加入の重要性等を説明したもの）、青年農業者向け（政策支援内容を説明したもの）、40歳超の農業者向け（保険料が全額社会保険料控除の対象となることを説明したもの）のリーフレットを作成し、業務受託機関に提供するとともにホームページで情報発信した。また、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報をホームページで発信した。さらに、27年度はスマートでも制度紹介動画や年金試算、新規加入者の声の紹介も含めてホームページが見られるように対応を行つた。</p> <p><評価の視点></p> <p>・ホームページ等による情報提供ととともに、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報をホームページで発信します。</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：b 現場のニーズを踏まえて、制度全体のポイントを簡潔に説明したものに加え、女性農業者向け（夫婦での加入の重要性等を説明したもの）、青年農業者向け（政策支援内容を説明したもの）、40歳超の農業者向け（保険料が全額社会保険料控除の対象となることを説明したもの）のリーフレットを作成し、業務受託機関に提供するとともにホームページで情報発信した。また、新規加入の状況、現況届の提出に係る情報等必要となる情報をホームページで発信した。さらに、27年度はスマートでも制度紹介動画や年金試算、新規加入者の声の紹介も含めてホームページが見られるように対応を行つた。</p> <p><評定区分></p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る影響がある c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
<p>(6) 業務受託機関による情報収集</p>	<p>（6）業務受託機関による情報収集</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>（6）業務受託機関による情報収集</p>	<p><他の指標></p> <p>② 業務受託機関の効果的な取組の参考となるよう、加入推進の優良取組事例や広報事例・素材等について情報収集し、上述のリーフレットとともに業務受託機関が随時ダウンロードして活用できるようにした。</p>	<p>評定：b 業務受託機関には、加入推進のためのリーフレットや加入推進活動の優良事例、制度のポイントをまとめた資料等をホームページ等を活用して提供します。</p> <p>② 業務受託機関の効果的な取組の参考となるよう、加入推進の優良取組事例や広報事例・素材等について情報収集し、上述のリーフレットとともに業務受託機関が随時ダウンロードして活用できるようにした。</p>

業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要な事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II. 業務運営の効率化に関する事項	業務運営の効率化による経費の抑制等 業務運営の効率化 組織運営の合理化 委託業務の効率的・効果的実施 業務運営能力の向上等 内部統制の充実・強化
第1-1	業務運営の効率化による経費の抑制等 業務運営の効率化 組織運営の合理化 委託業務の効率的・効果的実施 業務運営能力の向上等 内部統制の充実・強化
第1-2	業務運営の効率化による経費の抑制等 業務運営の効率化 組織運営の合理化 委託業務の効率的・効果的実施 業務運営能力の向上等 内部統制の充実・強化
第1-3	業務運営の効率化による経費の抑制等 業務運営の効率化 組織運営の合理化 委託業務の効率的・効果的実施 業務運営能力の向上等 内部統制の充実・強化
第1-4	業務運営の効率化による経費の抑制等 業務運営の効率化 組織運営の合理化 委託業務の効率的・効果的実施 業務運営能力の向上等 内部統制の充実・強化
第1-5	業務運営の効率化による経費の抑制等 業務運営の効率化 組織運営の合理化 委託業務の効率的・効果的実施 業務運営能力の向上等 内部統制の充実・強化
第1-6	業務運営の効率化による経費の抑制等 業務運営の効率化 組織運営の合理化 委託業務の効率的・効果的実施 業務運営能力の向上等 内部統制の充実・強化
III. 財務内容の改善に関する事項	財務内容の改善に関する事項
第3	財務内容の改善に関する事項
IV. 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
第4	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
V. 短期借入金の限度額	短期借入金の限度額
第5	短期借入金の限度額
VI. 長期借入金の限度額	長期借入金の限度額
第5	長期借入金の限度額
VII. その他の事項	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）
第6-1	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）
第6-2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

2. 主要な経年データ		(参考)達成目標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考)情報 当該年度までの累積値等、必要な 情報
(第1-1・第4)	(参考)前中期目標期間最終 年度等							
一般管理費削減率	少なくとも対前年度 比△3%	△3.1% (24年度予算と25 年度予算の比較) △9.5% (24年度予算と25 年度実績の比較)	△3.3% (25年度予算と26 年度予算の比較) △19.0% (25年度予算と26 年度実績の比較)	△3 % (26年度予算と 27年度予算の比較) △16.0% (26年度予算 と27年度実績の比較)	△3 % (26年度予算と 27年度予算の比較) △16.0% (26年度予算 と27年度実績の比較)	△1.3% (25年度予算と26 年度予算の比較) △1.0% (26年度予算と 27年度予算の比較)	△1.0% (26年度予算と 27年度予算の比較) △1.0% (26年度予算と 28年度予算の比較)	
事業費削減率	少なくとも対前年度	△6.1% (24年度予算と25 年度予算の比較) △1.1% (25年度予算と26 年度予算の比較)	△1.3% (25年度予算と26 年度予算の比較) △1.0% (26年度予算と 27年度予算の比較)	△1.3% (25年度予算と26 年度予算の比較) △1.0% (26年度予算と 27年度予算の比較)	△1.3% (25年度予算と26 年度予算の比較) △1.0% (26年度予算と 27年度予算の比較)	△1.3% (25年度予算と26 年度予算の比較) △1.0% (26年度予算と 27年度予算の比較)	△1.0% (26年度予算と 27年度予算の比較) △1.0% (26年度予算と 28年度予算の比較)	

比△1%	年度予算の比較 △8.8% (24年度予算と25年度実績の比較)	年度予算の比較 △1.8% (25年度予算と26年度実績の比較)	27年度予算の比較	
			△3.2% (26年度予算と27年度実績の比較)	27年度予算の比較
ラスパイレス指數 100)以下	97.3	98.5	99.5	
(第1-2) 新システムのアクセス件数 対前年度増加	984千件	1,478千件	1,621千件	
(第1-3・第6-1) 年度末の常勤職員数 75人以下	28年度末 74人	75人	75人	
(第1-6) 考査指導機関数 年間240機関程度	292機関	285機関	265機関	
(第5) 短期借入金実績 2億円(限度額) 924億円(限度額)	-	-	-	・運営費交付金の受入遅延による場合の 限度額は2億円 ・長期借入金が一時的に融通困難となつた場合等の限度額は924億円 (参考情報)
②評価の参考となる データ 基金職員研修の実施	(参考) 前中期目標期間最終 年度値等	2.5年度 2.6年度 2.7年度 2.8年度 2.9年度		当該年度までの累積値等、必要な 情報
(第1-5) 新任職員研修(カリギュラム数) 専門分野研修(種類) 管理職員等研修(回数) 基金後職員派遣件数	10 12 1 94件	10 16 1 114件	10 17 2 115件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		
				業務実績	自己評価	
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためるべき措置				
1 運営経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	1 業務運営の効率化による経費の抑制等	<主な定量的指標> 一般管理費及び事業費の抑制	<主要な業務実績> 一般管理費（人件費を除く。）については、社会保障・税番号制度に係るシステム開発に伴う経費を除き、少なくとも対前年度比3%削減となつて、3%削減の計画に対して実績は16%削減となり、評定：b	<評定と根拠> 評定：b	
(1) 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標の期間中に毎年度平均で少なくとも対前年度比で少なくとも対前年度比で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比で1%の抑制を、抑制度を実現する。このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮する。	(1) 一般管理費及び事業費の抑制	(1) 一般管理費及び事業費の抑制	<その他の指標> 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費を除く。）については、社会保障・税番号制度に係るシステム開発に伴う経費を除き、少なくとも対前年度比3%削減となつて、3%削減の計画に対して実績は16%削減となり、これについて着手できなかったこと等の効率化努力以外であるので、は、業務手法の見直しを通じた効率化努力による部分はあるものの、その主な要因は、緊急に必要となつたサイバーアクセス対策等情報セキュリティの強化を最優先に進めることとし、その対策に相当な時間を要したため、予定していたシステム開発（社会保障・税番号制度に係るもの）に着手できなかつたこと等によるものである。	<評定と根拠> 評定：b	<評定と根拠> 評定：b	
(2) 一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標の期間中に毎年度平均で少なくとも対前年度比で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比で1%の抑制を、抑制度を実現する。このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮する。	(2) 一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標の期間中に毎年度平均で少なくとも対前年度比で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比で1%の抑制を、抑制度を実現する。このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮する。	(2) 一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標の期間中に毎年度平均で少なくとも対前年度比で3%の抑制、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比で1%の抑制を、抑制度を実現する。このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮する。	<主な定量的指標> 事業費削減率	<主な業務実績> 事業費について、少なくとも対前年度比1%削減する計画を踏まえ、当初予算比で1%減とし、その範囲内で、委託費による事業推進を行い、実績で3.2%の削減となつた。	<評定と根拠>	

① 基金が策定する「開港等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その改善状況をフォローアップし、公表します。	監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、その改善状況をフォローアップし、毎年公表する。	監事及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表します。	a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある。 b : 取組は十分である。 c : 取組はやや不十分であり、改善を要する。 d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する。
② 蓝天及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。	蓝天及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表します。	蓝天及び外部有識者により構成する契約監視委員会において、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、契約の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表します。	a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある。 b : 取組は十分である。 c : 取組はやや不十分であり、改善を要する。 d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する。
2 業務運営の効率化	2 業務運営の効率化	2 業務運営の効率化	2 業務運営の効率化
（1）事務書類の簡素化、電子情報提供システムの利用の促進等により、業務運営を迅速化・効率化する。	（1）事務書類の簡素化 適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、加入者や業務受託機関からの要望を踏まえ、事務書類を検証し、必要に応じて見直します。	（1）事務書類の簡素化 適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、加入者や業務受託機関からの要望を踏まえ、事務書類を検証し、必要に応じて見直します。	主な定量的指標 <主要な業務実績> 26年度の新システム導入に伴い、14種類から4種類に統合・簡素化された。届出様式により事務処理を行い、その定着を図った（アクセス件数が前年度比10%増加）。 なお、各種届出書のうち加入要件等の審査の必要上戸籍抄本又は住民票写しの添付を求めているものについて、当該戸籍抄本等の原本還付手続きの取扱いを27年1月に定め、27年5月から原本還付の具体的手続を実施することとし、加入者の負担を緩和した。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る結果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である。 c : 取組はやや不十分であり、改善を要する。 d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する。
（2）電子情報提供システムの利用促進等	（2）電子情報提供システムの利用促進等	（2）電子情報提供システムの利用促進等	主な定量的指標 <主要な業務実績> 27年4月23日付けで「農業者年金記録管理システム普及拡大取組方針」を決定し、全業務受託機関でのシステム利用を目標に基金、各都道府県農業、各市町村段階の業務受託機関が取り組むこととした。 <その他の指標>

	<p>書等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムに代わる農業者年金記録管理システムの利用の促進（アクセス件数の増加）により事務処理の迅速化・効率化を図る。</p>	<p>ため、電子情報提供システムに代わる農業者年金記録管理システムの利用の促進を行なうようにします。</p> <p>・アクセス件数が前年度を上回っているか。</p> <p>・新システムの利用促進に取り組んでいるか。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス件数が、前年度を上回っているか。 ・新システムの利用促進に取り組んでいるか。 	<p>修会において斯システムの利用方法等の説明会を行つて利用促進に努めた結果、アクセス件数は、前年度を上回ったことから、aと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
	<p>(3) 農業者年金記録管理システムの開発等</p>	<p>また、現在開拓中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開拓を終え、平成26年度当月初から運用を開始する。</p> <p>なお、当該システムの開発に当たっては、業務運営の迅速性及び効率性の向上並びに事務手続に係る過誤の防止機能の向上を図るものとする。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>(3) 農業者年金記録管理システムの開発等</p> <p>現在開拓中の農業者年金記録管理システムについて、平成25年度中に開拓を終え、平成26年度当月初から運用を開始する。</p> <p>なお、当該システムの開発に当たっては、業務運営の迅速性及び効率性の向上並びに事務手続に係る過誤の防止機能の向上を図るものとする。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>社会保障・税番号制度への対応等のための新たな開拓については、住民基本台帳ネットワーク（総務省）との接続のために必要なハードウェアの調達を行い、27年8月に機器導入を完了している。</p> <p>また、生基連携システムのインストールを27年10月に完了している。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p> <p>b : 取組は十分である</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
	<p>3 組織運営の合理化</p>	<p>3 組織運営の合理化</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>(1) 常勤職員数</p> <p>年度末の常勤職員数を74人とした。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 : b</p> <p>中期計画の目標を前倒して常勤職員数を74人としたことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p>
	<p>(1) 中期計画において、給付事業の対象となる旧制度に基づく受給者の減少並びに融資事業及び農地割賦貸渡による貸付け金債権に対する検査指揮等を強化等を踏まえ、中期目標の</p>	<p>(1) 考査指導の対象とする業務受託機関を増加させることに伴い、考査指導部門の担当職員を1名増員して体制を強化する。</p> <p>また、旧制度の年金給付業務等については受給権者の減少等に伴って業務量の減少が見込まれることから、年金業務部門を</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>(1) 常勤職員数</p> <p>年度末の常勤職員数を74人とした。</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <p>常勤職員数が75人を上回っていないか。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 : b</p> <p>中期計画の目標を前倒して常勤職員数を74人としたことから、bと評価した。</p> <p>(評定区分)</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある</p>

b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	期間中ににおける法人全体の業務量を適切に見積もり、常勤職員数を、中期目標期初の75人から中期目標年度までに74人と減らす。	<評定と根拠> 評定：b 常勤役員の期末特別手当の額については、計画どおり、理事長が職務実績を評価して決定し、職員の昇給区分についても、計画どおり、人事評価の結果を反映させて決定している。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
(2) 能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績を一層反映させる。	(2) 能力・実績主義の活用常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させ決定します。 また、職員の昇給区分の決定(5段階)及び勤勉手当(賞与)の額については、人事評価を実施し、その者の勤務成績を反映させて決定します。	<主要な定量的指標> <主な定性的指標> <その他の指標> 職務実績及び人事評価結果の反映。 <評価の視点> 職務実績及び人事評価結果を適切に反映しているか、	<評定と根拠> 評定：b 常勤役員の期末特別手当の額については、計画どおり、理事長が職務実績を評価して決定し、職員の昇給区分についても、計画どおり、人事評価の結果を反映させて決定している。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
4. 委託業務の効率的・効果的実施	4. 委託業務の効率的・効果的実施	4. 委託業務の効率的・効果的実施	<評定と根拠> 評定：b 業務受託機関から提出された実績報告書の内容についてその実施状況を集計し把握した。また、集計結果を分析し、委託費の効率的実施に向けた配分見直しの必要性等の検討のための検討資料として活用した。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
期間中ににおける法人全体の業務量を適切に見積もり、常勤職員数を、中期目標期初の75人から中期目標年度までに74人と減らす。	(1) 実績報告書による活動状況の把握 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの実績報告書の提出を受け、その実施状況を的確に把握します。 その実施状況を把握しているか。	<主要な定量的指標> <主な定性的指標> <その他の指標> 実績報告内容の把握。	

(1) 加入推進活動を活性化させるインセンティブの付与・拡大	(2) 加入推進活動を活性化させるための業務委託費の配分の見直し	<主な定量的指標> 市町村の業務委託費のうち、「活性化組織創手数料」について、加入推進活動を活性化させるインセンティブ拡大的ため、新規加入者の実績加算の上限（市町村当たり3人または10人）を廃止し、配分方法の見直しを行った。	<評定と根拠> 評定 : b 前年度の配分方法の見直しに加え、中期目標、中期計画を踏まえ、新規加入者数の実績に応じた加算額について、加入推進にインセンティブが働くよう配分方法を見直して配分を行った。これらのことから、bと評価した。	a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
(1) 加入推進活動を活性化させるインセンティブの付与・拡大	(2) 加入推進活動を活性化させたための業務委託費の配分の見直し	<主な定量的指標> 市町村段階の業務受託機関の業務委託費について、加入推進活動を活性化させるインセンティブの拡大のため、加入活動実績に応じた配分方法を導入する等の見直しを行います。 <評定と根拠> 評定 : b 市町村段階の業務受託機関に配分する加入推進活動に係る業務委託費について、第3の3（1）には、第2の3（1）に掲げる目標設定に沿った考え方の下、業務受託機関の加入推進のインセンティブを喚起する観点から、固定的な配分方法を改め、20歳から39歳までの新規加入者数の実績を反映した配分方法とする。 また、市町村段階の業務受託機関に新規加入者の人数に応じて配分する手数料について、業務受託機関の加入推進のインセンティブが働くよう、平成25年度から、20歳から39歳の農業者が加入した場合と、それ以外の農業者が加入了の場合とで格差を設定期に評価する。	<評定と根拠> 評定 : b 市町村段階の業務受託機関に新規加入者の人数に応じて配分する手数料について、業務受託機関の加入推進のインセンティブが働くよう、平成25年度から、20歳から39歳の農業者が加入した場合と、それ以外の農業者が加入了の場合とで格差を設定期に評価する。	a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する
(1) 業務委託費の配分の適正化等	(2) 業務委託費の配分の適正化等	<主な定量的指標> 市町村段階の業務受託機関の業務実態等を踏まえ、配分基準の適正化等	<評定と根拠> 評定 : b 市町村段階の業務委託機関の業務委託費について、経営移転・経営継承の事前指導を徹底することに伴う事務量の増減に応じた配分などによる計画どおり、適切に見直した配分基準に基づき、配分	a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

実態等を踏まえ、平成 25年度から、農業委託 費の積算単価の見直 しを行うとともに、農 業委員会と農業協同組 合でそれぞれ異なる 基準を適用していく る圃場分方法について 統一化や配分基準の 細分化を図るなど、業 務受託機関の業務負量 を踏まえた見直しを行 う。
とともに、農業委 託費の積算単価の見直 しを行うとともに、農 業委員会と農業協同組 合でそれぞれ異なる 基準を適用していく る圃場分方法について 統一化や配分基準の 細分化を図るなど、業 務受託機関の業務負量 を踏まえた見直しを行 う。

業務委託費の配分基準、
契約の業務委託費について、経営承継の事前指導
を徹底することに伴う業務
量の増減に応じた配分方法
の見直しを行います。

う配分の見直しを行つた。

(評定区分)

- s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b : 取組は十分である
- c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
- d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

	5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等	5 業務運営能力の向上等
職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図ることともに、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。	(1) 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を得るために、初任者研修を毎年度4ヶ月及び10月の2回実施します。 年金資産の運用等の専門的な知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野の専門研修を実施します。その際、必要に応じて、民間等の機関が主催する研修を活用します。	(1) 農業者年金基金職員 基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を得るために、初任者研修・専門研修の実施、民間研修の活用。 ・研修等の実施方針の策定	<主な定量的指標> ・初任者研修・専門研修を実施し、民間研修も活用しているか。 ・研修等の実施方針を策定しているか。

5 業務運営能力の向上等	<p>(1) 農業者年金基金金融員 職員及び業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図ることとともに、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、中期計画に定めるところにより研修等を実施する。</p> <p>(2) 農業者年金基金金融員の知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。</p> <p>また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。</p>
--------------	--

う配分の見直しを行った。	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>年度当初に研修実施計画を作成し、以下のとおり、計画的に研修を実施し、職員の能力向上を図った。</p> <p>① 新任職員を対象とする研修</p> <p>4月採用者（11名）に対し農業者年金制度、中期計画、適用・収納業務の内容等に関する研修を実施した。7月採用者（1名）及び10月採用者（1名）についても、それぞれの採用時期に4月採用者と同じ研修資料を配布し、概要を説明する形式で研修を実施した。</p> <p>また、5月から7月にかけて基金業務に関する基本的事項を内容とする拡充研修を実施した。</p>	<p>年度当初に研修実施計画を作成し、以下のとおり、計画的に研修を実施し、職員の能力向上を図った。</p> <p>② 年金資産の運用等に関する研修</p> <p>新たに年金資産の運用等に携わることとなった職員について、債券・株式等に関する通信教育（5月～7月）、国債投資に関する通信教育（5月～8月）をそれぞれ1名、計2名について民間機関の通信教育を受講させた。</p> <p>11月から12月にかけて基金役職員を対象とする資産運用の専門家を講師として資金運用に関する研修を実施した（4回実施）。うち1回は資金部職員向けにより専門性の高い研修を実施した。</p> <p>③ その他専門研修等</p> <p>○ 情報公開及び個人情報保護について、5月に情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会を2名に受講させ、2月に独立行政法人等情報公開・個人情報保護担当者連絡会議に</p>
--------------	---	--

を行ったことから、bと評価した。

(評定区分)
s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
b : 取組は十分である
c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

<評定と根拠>

評定 : b
s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
b : 取組は十分である
c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

2名を参加させた。

- 法人文書管理に携わる職員について、5月、11月及び12月に公文書管理研修をそれぞれ1名、計3名に受講させた。2月に公文書管理に関する独立行政法人等連絡会議に1名を参加させた。
- 法人文書管理担当者に対し、法人文書管理に関する研修を実施した（基金内部）。
- 庶務業務に携わる職員について、7月、11月にストレスチェック義務化対策セミナーをそれぞれ2名、計4名に受講させ、11月にストレスチェック制度導入と健康管理担当者の役割セミナーを1名に受講させた。
- 韻延請求事務に携わる職員について、9月に改正行政不服審査法実務セミナー、2月に新行政不服審査法実務セミナーをそれぞれ1名、計2名に受講させた。
- 庶務業務に携わる職員について、10月に健康保険組合役職員スキルアップ講習会を1名に受講させた。
- 給与事務（マイナンバー関係）に携わる職員について、10月に奉行フォーラム2015を1名に受講させた。
- 会計事務に携わる職員について、10月～11月に政府関係法人事計事務職員研修を1名に受講させた。
- 情報管理業務に携わる職員について、11月に農林水産省主催のセキュリティアカデミー研修を2名に受講させた。
- 情報管理業務に携わる職員について、11月に住基ネット利用機関向け情報セキュリティ研修を2名に受講させた。
- 情報管理業務に携わる職員について、12月に農林水産省主催の情報セキュリティセミナーを2名に受講させた。
- 職員採用業務に携わる職員について、6月に公正採用選考人権啓発推進員研修を1名に受講させた。
- 給与事務に携わる職員について、8月に給与実務研修、11月に年末調整セミナーをそれぞれ2名、計4名に受講させた。
- 受託機関向け研修会、職家向け研修会・説明会に携わる職員について、7月にファシリテーションスキル研修を1名に受講させた。
- 葉約事務に携わる職員について、2月に公共開港・公共工事と会計監査講習会、契約の基本と契約書作成・リスク管理の基礎実務セミナーにそれぞれ1名、計2名に受講させた。
- 庶務業務に携わる職員について、2月に芝地区事業者向け防災セミナーを1名に受講させた。
- 管理職員等に対し、7月に「リーダーシップ」、「マネジメント」をテーマとした研修に加え、今年度は新たに「内部統制」をテーマとする研修会（2月）を実施した（基金内部）。

なお、基金内において実施する研修については、研修の効果測定として

理解度テストを行っている。

		<主な定量的指標>	<主要な業務実績>
(2) 業務受託機関担当者	<p>① 都道府県段階における業務受託機関担当者については、効率的・効果的な業務の実施及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次の研修等を実施する。</p> <p>② 都道府県段階における業務受託機関担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。</p>	<p>① <他の指標></p> <p>② <評価の視点></p> <p>③ <評価の視点></p> <p>④ <評価の視点></p> <p>⑤ <評価の視点></p> <p>⑥ <評価の視点></p>	<p>① 都道府県段階の業務受託機関（農業会議及び農業協同組合中央会）及び農業協同組合中央会）</p> <p>ア 年度当初に実務担当者会議、ブロック別会議の開催、プロック別会議の開催し、適正な業務を実施し、委託業務の遂行のために必要な事項について周知するため、次に研修会の開催（市町村受託機関）。</p> <p>イ 4月に新任担当者研修会を、6月に経営移譲及び支給停止等の専門研修会を開催し、農業者年金の仕組み、資格及び保険料、年金裁定事務、年金の支給停止等について研修を行った。</p> <p>ウ 9月に臨時の都道府県段階の担当者会議を開催し、会計検査の状況及び26年度業務実績の主務大臣評価結果（特に指摘事項）を説明し、意見交換を行った。10月から11月に6つの地域ごとにブロック別会議を開催し、その時点での会計検査の状況及び大臣評価での指摘事項を受けた対応案について説明し、実態を伴つた経営移譲等の確保に必要な事務処理の見直しを協議するとともに、加入推進の取組強化及び業務研修の理解度テストのあり方にについて協議した。また、資産運用状況を説明した。</p> <p>エ 2月に都道府県段階の業務受託機関のブロック代表者府県の幹事等による業務連絡協議会を開催し、会計検査院からの処置要求を受けた実体を伴った経営移譲等の確保のための28年度からの事務処理について説明し、協議を行った。また、28年度の加入推進の取組方針及び業務研修について意見交換を行った。</p>
(2) 業務受託機関担当者	<p>① 都道府県段階における業務受託機関担当者については、効率的・効果的な業務の実施及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次の研修等を実施する。</p> <p>② 都道府県段階における業務受託機関担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。</p>	<p>① 実務担当者等会議、新任担当者研修会、ブロック別会議、業務連絡協議会を開催し、年度計画、取組方針、取組方針、会計実績調査の対応等について説明、意見交換等を行い、その内容を市町村業務受託機関に周知するよう指導するとともに、都道府県業務受託機関等が実施する市町村業務受託機関の事務担当者等を対象とした研修会等に、前年度を上回る基金の役職員を派遣したことから、bと評価した。</p> <p>（評定区分）</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る頗るな成果がある。</p> <p>a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある。</p> <p>b : 取組は十分である。</p> <p>c : 取組はやや不十分であり、改善を要する。</p> <p>d : 取組はやや不十分であり、根本的な改善を要する。</p>	

(2) 市町村民階における業務受託機関（農業委員会及び農業協同組合）の実務担当者及び新任担当者研修等についての市町村民階における業務受託機関が、前記①の研修等を終了した後、全ての市町村民階における業務受託機関が、前記①の研修等を終了した後、全ての市町村民階における業務受託機関を対象として実務担当者及び新任担当者研修会を実施するよう指導します。	③ 持に、実体を伴った経営移譲等について、業務受託機関に対する通知を発出するとともに、前記②の市町村民階の業務受託機関を対象とした研修会において当該通知内容が周知されるよう指導を行います。	③ 平成27年4月1日に「実体を伴った経営移譲及び経営継承を確保するための指導等について」（基金理事長通知）の一部改正を行い、業務受託機関へ通知した。また、市町村民階の業務受託機関を対象とする研修会等へ基金より役職員を派遣し、当該通知内容が周知されるように指導を行つた。 <ul style="list-style-type: none">・ 役職員派遣件数 115件（前年度 114件）・ うち給付関係業務 32件（前年度 30件）	④ 26年度業務実績の主務大臣評価における、理解度テストを改善されたこととの指摘事項を受けて、①に記述の通り、対応案について業務受託機関と協議した。その結果、業務研修において各研修項目ごとに例題と答え合わせと解説を行い、研修参加者が自分が誤った箇所の特定とその認識・理解の是正ができるようにすることとし、28年度の業務研修から実施することとした。	<評定と根拠> 評定： b 内部統制基本方針等に基づき内部統制の充実・強化に取り組んだことから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
② 市町村民階における業務受託機関（農業委員会及び農業協同組合）の実務担当者及び新任担当者研修等についての市町村民階における業務受託機関が、前記①の研修等を終了した後、全ての市町村民階における業務受託機関を対象として実務担当者及び新任担当者研修会を実施するよう指導します。	③ 持に、実体を伴った経営移譲等について、業務受託機関に対する通知を発出するとともに、前記②の市町村民階の業務受託機関を対象とした研修会において当該通知内容が周知されるよう指導を行います。	③ 平成27年4月1日に「実体を伴った経営移譲及び経営継承を確保するための指導等について」（基金理事長通知）の一部改正を行い、業務受託機関へ通知した。また、市町村民階の業務受託機関を対象とする研修会等へ基金より役職員を派遣し、当該通知内容が周知されるように指導を行つた。 <ul style="list-style-type: none">・ 役職員派遣件数 115件（前年度 114件）・ うち給付関係業務 32件（前年度 30件）	④ 26年度業務実績の主務大臣評価における、理解度テストを改善されたこととの指摘事項を受けて、①に記述の通り、対応案について業務受託機関と協議した。その結果、業務研修において各研修項目ごとに例題と答え合わせと解説を行い、研修参加者が自分が誤った箇所の特定とその認識・理解の是正ができるようにすることとし、28年度の業務研修から実施することとした。	<評定と根拠> 評定： b 内部統制基本方針等に基づき内部統制の充実・強化に取り組んだことから、bと評価した。 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
6 内部統制の充実・強化	6 内部統制の充実・強化	6 内部統制の充実・強化	<主要な業務実績> 内部統制基本方針及び前年度の監事監査・内部監査の結果を踏まえ、内部統制の充実・強化に取り組んだ。(具体的な業務実績は(2)、(3)の欄を参照)	

・強化に取り組んでいます。

		<p>b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
(2) 理事長は、内部統制基本方針に基づき、 理事長は、役職員の行動指針となる「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」を実施する。 内部統制基盤会議において内部統制に 関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施等により、 内部統制の充実・強化に取り組む。	<p><主な定量的指標></p> <p>（2）内部統制基本方針に基づき、 理事長は、役職員の行動指針となる「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」を実施する。 内部統制基盤会議において内部統制に 関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施等により、 内部統制の充実・強化に取り組む。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>役職員が、基金の目的を達成するよう使命感を持ち、法令を遵守し高い倫理観を持つ。理事長が役職員に示し、その周知を図った。金員部課長会等で、同行動指針に従って業務に取り組むよう指示し、周知を図った。 また、経営管理会議を四半期に1回開催し、中期計画・年度計画の進捗管理及び平成26年度計画及び第3期中期計画に関する業務実績の自己評価の実施、各種委員会の開催と検討状況、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためにモニタリングを行った。</p> <p>また、理事長は、経営管理指針を定め、指示し、周知を図つていいか。 中期計画・年度計画の進捗管理、理事会を四半期に1回開催し、 計画の進捗管理等を行い、必要な指示、モニタリングを行つていいか。 中期計画・年度計画に関する業務実績の自己評価の実施、規程の見直し等、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためにモニタリングを行います。</p>
(3) 内部統制基本方針に基づき、 コンプライアンスの推進、リスクの管理、 内部監査について、以下のとおり取り組む。 ① コンプライアンスの推進	<p><主な定量的指標></p> <p>（3）内部統制基本方針に基づき、 コンプライアンスの推進、リスクの管理、 内部監査について、以下のとおり取り組みます。 ① コンプライアンスの推進</p> <p>役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を上半期と下半期に開催し、違反行為の防止策等に関する審議を行います。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定 : b</p> <p>理事長が、計画どおり、「独立行政法人農業者年金基金役職員の行動指針」を役職員に示し、その周知を図ったこと、また、経営管理会議を四半期に1回開催し、内部統制に関する取組状況を把握して必要な指示を行うとともに、その徹底を図るためにモニタリングを行った。</p> <p>（評定区分）</p> <p>s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顯著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する</p>
		<p><評定と根拠></p> <p>評定 : b</p> <p>① コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス研修を実施し、役職員を対象とした法令遵守等特別研修などのコンプライアンス研修を実施し、役職員に対する意識の向上を図った。②外部専門家の参加を得てリスク管理委員会を開催し、前年度の監査結果及びリスク管理の実施状況を踏まえ、リスク管理マニュアル等を策定して実施した。③内部監査規程に基づき内部監査年度計画を作成し、その計画に従って内部監査を適切に実施した。</p> <p>以上のことから、取組は十分と認められると評価した。</p>

② リスク管理の徹底	平成25年度中にリスク管理委員会を設置して、リスク管理に関する行動計画やリスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底する。	また、適切に年金業務の点検・評価等を行うためのリスク管理制度（リスク管理委員会）を整備する。	② リスク管理の徹底	外部専門家の知見も活用しつつ、リスク管理委員会を開催し、前年度の監事監査・内部監査の結果及び前年度のリスク管理の実施状況を踏まえ、リスク管理に関する行動計画を策定するとともに、影響度や発生頻度に応じてリスク管理の優先順位を定め、リスク管理マニュアル等を策定し、リスク管理を徹底する。
③ 内部監査の実施	基金の業務が、法令、規程等を遵守し	また、コンプライアンス研修を実施しているか。コンプライアンス研修を実施しているか。	③ 内部監査の実施	基金の業務が、法令、規程等を遵守し
③ 内部監査の実施	業務の適正・効率化を図るため、内部監査規程に基づき内部監査計画を作成し、その計画に従い、内部監査を実施した。	また、コンプライアンス研修を行っているか。コンプライアンス研修を行っているか。	③ 内部監査の実施	業務の適正・効率化を図るため、内部監査規程に基づき内部監査計画を作成し、その計画に従い、内部監査を実施した。

(評定区分)

- s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある
- a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある
- b : 取組は十分である
- c : 取組はやや不十分であり、改善を要する
- d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

③ 内部監査の実施
内部監査については、「内部監査規程」(平成27年3月改正)に基づき内部監査計画を作成し、その計画に従い、内部監査を実施した。

③ 内部監査の実施

内部監査については、「内部監査規程」(平成27年3月改正)に基づき内部監査計画を作成し、その計画に従い、内部監査を実施した。

<p>効率的に執行されて いるか等について、 内部監査規程に基づ く内部監査を実施す る。</p>	<p>(4) 加入者の代表等の意見の反映</p> <p>さらに、ガバナンスの強化の一環として透明性の向上を図るため、基金融の業務・マネジメントに関し、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求めている運営評議会について、議事内容等を公表する。</p>	<p>(4) 加入者の代表等の意見の反映</p> <p>9月に業務の運営状況及び平成26年度計画の実績等、3月に業務の運営状況及び平成28年度計画について意見を聴く運営評議会を開催します。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>9月に農業者金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び年金資産の運用状況及び平成28年度計画を議題とし、3月に農業者金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び平成28年度計画を議題とする運営評議会を開催し、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表した。</p> <p>運営評議会での加入推進における若い農業者へのアプローチの強化、農地利用適正化推進委員の係わりの明確化等の意見を加入推進の取組へ反映させた。</p>	<p>評定 : b</p>
<p>(5) 業務受託機関における事務処理の適正化等</p> <p>さらに、ガバナンスの強化の一環として透明性の向上を図るため、基金融の業務・マネジメントに関し、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求めている運営評議会について、議事内容等を公表する。</p>	<p>(5) 業務受託機関における事務処理の適正化等</p> <p>9月に業務の運営状況及び平成26年度計画の実績等、3月に業務の運営状況及び平成28年度計画について意見を聴く運営評議会を開催します。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>9月に農業者金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び年金資産の運用状況及び平成28年度計画を議題とし、3月に農業者金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び平成28年度計画を議題とする運営評議会を開催し、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表した。</p> <p>運営評議会での加入推進における若い農業者へのアプローチの強化、農地利用適正化推進委員の係わりの明確化等の意見を加入推進の取組へ反映させた。</p>	<p>評定 : b</p>	
<p>(2) 業務受託機関における事務処理の適正化等</p> <p>さらに、ガバナンスの強化の一環として透明性の向上を図るため、基金融の業務・マネジメントに関し、加入者の代表者や学識経験者等から広く意見を求めている運営評議会について、議事内容等を公表する。</p>	<p>(2) 業務受託機関における事務処理の適正化等</p> <p>9月に業務の運営状況及び平成26年度計画の実績等、3月に業務の運営状況及び平成28年度計画について意見を聴く運営評議会を開催します。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>9月に農業者金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び年金資産の運用状況及び平成28年度計画を議題とし、3月に農業者金事業の実施状況、加入推進、年金資産の運用状況及び平成28年度計画を議題とする運営評議会を開催し、運営評議会の議事要旨についてホームページで公表した。</p> <p>運営評議会での加入推進における若い農業者へのアプローチの強化、農地利用適正化推進委員の係わりの明確化等の意見を加入推進の取組へ反映させた。</p>	<p>評定 : b</p>	
<p>(1) 毎年度240程度の業務受託機関の選定に当たっては、業務受託機関の選定に当たっては、業務量や事務処理の状況を踏まえ、業務受託機関の選定を行います。</p>	<p>(1) 每年度240程度の業務受託機関の選定に当たっては、業務受託機関の選定に当たっては、業務量や事務処理の状況を踏まえ、業務受託機関の選定を行います。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>① 每年度240程度の業務受託機関の選定に当たっては、業務受託機関の選定に当たっては、業務量や事務処理の状況を踏まえ、業務受託機関の選定を行います。</p> <p>また、①4月の都道府県担当者会議等で考査指導の結果について周知徹底を図ることとともに、各都道府県担当者に対して各都道府県で開催される会議等を通じ周知を図るよう依頼した。②会計実地検査の結果等については、都道府県課階への情報提供を行うとともに、業務の適正化に向けた注意喚起を行った。③考査指導関係調査票を見直し、重要な通知等の変更内容を考査指導内容に取り入れ、業務受託機関における事務処理の実施状況に応じた指導を行った。これらのことから、bと評価した。</p>	<p>評定 : b</p>	

(評定区分)

s : 数値の達成度合が120%以上で顕著な成果がある

a : 数値の達成度合が120%以上 b : 数値の達成度合が100%以上120%未満 c : 数値の達成度合が80%以上100%未満 d : 数値の達成度合が80%未満			
② 前年度の考査指導の結果等について、4月に実施された都道府県段階の業務受託機関担当者会議及び27年度の考査指導時に説明をする等周知徹底を図るとともに、各都道府県段階の担当者に対し各都道府県で開催される市町村段階の業務受託機関会議等を通じ周知を図るよう依頼した。 また、会計検査院の実地検査の結果等については、会議等を通じた都道府県段階の業務受託機関への情報提供を行うとともに、事務の適正化に向けて注意喚起した。	③ 考査指導の実施にあたり、特に重要な事項については、調査票を見直して考査指導の内容に取り入れ、業務受託機関における事務処理の実施状況等を調査・確認し、その結果に応じた指導を行った。	<評定と根拠> 評定 : a 情報セキュリティ対策等に係る政府機関統一基準群に基づき規程に基づき対策を行うとともに、情報セキュリティ研修を行って定量的な効果測定を実施した。また、情報セキュリティが問題となつたが、基金としては同様の問題を自らの課題として捉え、先ず行動動作として、情報セキュリティ及び個人情報保護管理に関する緊急の自己点検を役職員に実施するとともに不審メール等への対応方針を周知した(6月)。 また、27年8月20、21日に「厚労省第三委員会報告」、「サイバーハード(インターネットからの切り離し等)、ソフト(メール訓練等)画面において迅速に措置し、リスクを疎かにしたことから、aと評価した。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る頭著がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する	
え、必要性が高い業務受託機関を選定する。 さらには、考査指導により把握した事例や注意すべき課題等については、毎年の研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透を図る。 ③ 考査指導により把握した事例や注意すべき課題等について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透を図る。	③ 特に重要な事項については、業務受託機関における通知等に即した事務処理の実施状況を確認し、確認結果を踏まえて必要な指導を行います。	<主要な業務実績> ① 「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」については、政府機関統一基準群に基づき規程に基づき対策を行うとともに、情報セキュリティ研修を行って定量的な効果測定を実施した。また、情報セキュリティが問題となつたが、基金としては同様の問題を自らの課題として捉え、先ず行動動作として、情報セキュリティ及び個人情報保護管理に関する緊急の自己点検を役職員に実施するとともに不審メール等への対応方針を周知した(6月)。 また、27年8月20、21日に「厚労省第三委員会報告」、「サイバーハード(インターネットからの切り離し等)、ソフト(メール訓練等)画面において迅速に措置し、リスクを疎かにしたことから、aと評価した。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る頭著がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する	
(3) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化化の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。 ③ 情報セキュリティに配慮した業務運営を取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	(6) 情報セキュリティ対策 について、以下の取組を実施する。 ① 政府機関統一基準群を含む政府機関統一基準群における一連の対策を踏まえ、適宜、「独立行政法人農業者年金基金における情報セキュリティの確保に関する規程」について、政府機関統一基準群等を参考に見直し、取組状況の確認と情報交換。 ② 農水省との情報交換。 (6) 情報セキュリティ対策について、以下の取組を実施する。 ① 計画どおり、情報セキュリティの見直し、取組状況の把握を行うとともに、社会保障・税務制度への対応のため、必要な見直しを行います。 ② 計画どおり、農水省との情報交換を行っているか。 また、同規程に基づく取組状況について確認を行います。	<主な定量的指標> <その他の指標> ① 情報セキュリティの見直し、取組状況の確認。 ② 農水省との情報交換。 <評価の視点> ① 計画どおり、情報セキュリティの見直し、取組状況の把握を行うとともに、社会保障・税務制度への対応のため、必要な見直しを行います。 ② 計画どおり、農水省との情報交換を行っているか。 また、同規程に基づく取組状況について確認を行います。 (評定区分) 員に周知徹底(8月) ・機械型メール訓練を新たに導入することとし、抜き打ちで2回実施(8、9月) ・個人情報を扱うシステムと端末を、インターネットから遮断するための改修を実施(9月) ・これに加え役職員を対象とした情報セキュリティに関する研修	

d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する			
（効果測定付き）を実施し、取組状況の確認及び理解度の評価を定量的に行った。（12月）			
この結果当基金に不審メールが大量に送りつけられる（28年1月27,28日）ことが発生したにもかかわらず、基金内の報告連絡体制の整備及び不審メールへの基本的な対応が徹底されていなかったことにより、何ら被害の発生はなかった。なお、この不審メールの大量送付の経験を踏まえ、セキュリティ対策を一層強化することとし、インターネットで閲覧可能なサイトを制限（28年2月）するとともに、基金役職員全員のメールアドレスの変更を実施した（28年3月）。			
② 農林水産省から、情報セキュリティに関する情報提供があつた場合には、迅速かつ適切に対応した。 また、その対応状況等を報告した。			
農林水産省への報告体制については、企画調整室を窓口として農業者年金担当課へ連絡する体制を整えている。 なお、27年度はシステム関係の事故・障害等は発生していない。			
③ 農林水産省との緊急時を含めた連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について農林水産省との情報交換を積極的に行う。 特に、事故・障害等が発生した場合には、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に報告します。			
④ 農林水産省からのシステムの脆弱性等の情報提供について迅速かつ適切に対応するとともに、その対応状況等を報告します。 また、農林水産省への報告体制を整備し、事故・障害等が発生した場合には、速やかに農林水産省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。			
第4 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容の改善に関する事項	第3 財務内容に関する事項	
1 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権に対する貸付金債権について、償還は、業務受託機関との密接な連携により改善され、財務の改善に進み、債務の改善に債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う等により、適切な管理・回収を行う。 また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行います。	1 制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権に対する貸付金債権について、償還は、業務受託機関との密接な連携により改善され、財務の改善に進み、債務の改善に債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う等により、適切な管理・回収を行う。 また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行います。	1 主要な業務見直し 1 債権の分類見直し及び適切な債権の管理・回収について、26年度末現在の状況に対応して、分類の見直しを行い、これに基づき、業務受託機関と連携の上、延滞者の実態把握、督促、督促、面談及び債権保全の措置等により管理・回収を行つた。	<評定と根拠> 評定：b 全ての貸付金債権について、計画どおり、分類の見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を実施し、担保物件についても、全て評価の見直しを行つた。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があ る b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する

d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要するを行った。

2 毎年の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金額の発生状況にも留意した上で、運営費交付金額の算定ルールに基づき概略に行う。	2 每年度の運営費交付金額の必要額の算定については、運営費交付金額の発生状況にも留意した上で、運営費交付金額の算定ルールに基づき概略に行う。	<主な定量的指標> <その他の指標> ・運営費交付金の算定ルールに基づき算定を行っているか。	<主要な業務実績> 27年度の運営費交付金額の必要額の算定については、25年度の運営費交付金額残高に留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき算定した。 <評価の視点> 中期計画に定められた運営費交付金算定ルールに基づき算定を行っているか。	<評定と根拠> 評定 : b 27年度の運営費交付金額の必要額の算定については、25年度の運営費交付金額残高に留意した上で、運営費交付金算定ルールに基づき算定した。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある。 a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある。 b : 取組は十分である。 c : 取組はやや不十分であり、改善を要する。 d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する。
第4 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	第4 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画	別 紙	別 紙	<評定と根拠> 評定 : b ①一般管理費については、3%削減の計画に対して実績は16%削減となっているが、削減の主な要因は、予定していたシステム開発に着手できなかつたこと等の効率化努力以外であり、②事業費に着手しておらず、実績が3.2%削減となっているが、主務省からの予算配分の段階で1%削減目標を達成してから、bと評価した。 (評定区分)
				s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある。 a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある。

独立行政法人、農業者
年金基金法（平成14年法律第127号）附則第17条第2項の規定に基づき、基
金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入
れを行っている。

◎ 長期借入金

< 主な定量的指標 >

- < その他の指標 >
- ・市中金利情勢等
- ・応札倍率

- < 評価の視点 >
- ・極力有利な条件での借入
れを行っているか。

< 主要な業務実績 >

法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、競争入札を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。

借入年月日	借入れの相手方	借入金額 (百万円)	借入利率 (平均金利)	償還期限
H28.2.2	ゆうちょ銀行 ほか32機関	75,100	0.145%	H33.2.1

- ・競争入札における応札倍率：4.90倍
- ・応札倍率平均（過去3回）：4.11倍
- ・入札参加金融機関数：98機関（過去3回平均：74機関）
- ・入札日（28年1月21日）における市中金利
- ・国債：0.020%、政府保証債：0.095%
- ・金利スワップ（5年）：0.190%
- ・長期プライムレート：1.100%

<評定と根拠>
評定： a
最近の先行き不透明な金融情勢の中にも、市中金融機関の応札意欲を高揚し、応札倍率を高めるような施策を講じること（入札参加金融機関数：74機関（過去3回平均）→98機関 32.4%増）により、競争機能の活性化を図った。
この結果、借入利率を低利（0.152%→0.145%）で抑えられたため、a評価とした。

(評定区分)
s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る堅着な成
果がある
a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成績があ
る
b：取組は十分である
c：取組はやや不十分であり、改善を要する
d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する

第6 その他主務省令で定
める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計
画（人員及び人件費の効率
化に関する目標を含む。）

(1) 方針

農業者年金事業や年
金資産の運用に関する研
修等により専門的知識を
有する人材の育成を図る
とともに、基金全体の業
務量を適切に見積もり、業
務量に応じた適正な人員配
置を行います。

< 主な定量的指標 >

- < その他の指標 >
- ・専門研修の実施。

- < 評価の視点 >
- ・専門的知識を有する人材
の育成を図るとともに、業
務量に応じた適正な人員配
置を行っているか。

< 主要な業務実績 >

新任職員に対し、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るた
め、新任者研修に加え、新任者就労研修及び年金資産の運用等の専門分野
に特化した専門研修等を実施することにより、人材の育成を図ることも
に、業務量に応じた適正な人員配置を行った。

(評定区分)
s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る堅着な成
果がある
a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成績があ

(2) 人員に関する指標 期末の常勤職員数を 期初の98.7%とする。 (参考1) 期初の常勤職員数75人 期末の常勤職員数の見込 み 74人 (参考2) 中期目標期間中の人件費 総額見込み 3,148百万円	(2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を75人 とします。 (参考) 人件費総額見込み 650百万円	<主な定量的指標> 常勤職員数 <その他の指標> <評価の観点> 年度末の常勤職員数を75 人を上回っていないか。	<主要な業務実績> 年度末の常勤職員数を74人とした。 (評定区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成 果がある a : 取組は十分である b : 取組はやや不十分であり、改善を要する c : 取組はやや不十分であり、改本的な改善を要する d : 取組はやや不十分であり、改本的な改善を要する
2 積立金の処分に関する事項	2 積立金の処分に関する事項	<主な定量的指標> 前期中期目標期間繰越積立金 のうち、前期中期目標期間から繰 り越した現預金及び前中期目標 期間から繰り越した貸付金等債 権が当年度に償還されたことと 現預金の経費への充当 現預金を次の経費に充当す る。	<主要な業務実績> 前期中期目標期間繰越積立金 が当期に償還されたことによる現預金（124百万円）につ いては、27年度における旧年金給付費（106,438百万円）及び旧年金給 付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む）（87,096百万 円）の一部に充当している。 <評価の観点> 積立金の処分が適切であ るか。 (1) 旧年金給付費 (2) 旧年金給付のための借入金 にかかる経費（利子 及び事務費を含む） (3) 旧年金給付のための農 業者年金記録管理システ ムの開発にかかる経費